会 議 録

会議の名称	令和5年度 伊丹市福祉対策審議会 第1回高齢者部会				
開催日時	令和5年6月28日(水)午後2時00分~午後3時30分				
開催場所	伊丹市役所 本庁舎 1階 101会議室				
司 会	佐藤 介護保険課主査				
出 席 者	明石委員、行澤委員、篠原委員、小林委員、望月委員、山本委員、森田委員、 千葉委員、松下委員(以上 9名)(順不同)				
欠 席 者	南委員(以上 1名)				
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、吉田健康福祉部参事、川井地域福祉室長、 前田地域・高年福祉課長、千葉介護保険課長、佐藤介護保険課主査、内田地 域・高年福祉課主査、古家地域・高年福祉課主査 他				
会議の成立	委員総数10名のうち9名出席 <過半数出席のため成立する>				
署名委員	行澤委員、篠原委員				
傍 聴 者	1名				
議事次第	 開会 部会長挨拶 副部会長選任 議事 ○伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定について(1)地域包括ケアシステムの深化・推進について(2)高齢者を支える地域福祉活動の推進(3)その他 財会 				
備考					

要旨

1. 開会

2. 部会長挨拶

部会長: みなさんこんにちは。高齢者部会の会長を務めさせていただいております明石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。伊丹市福祉対策審議会の高齢者部会は高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を審議する事が任務となっております。

これらの計画は国の基本方針に基づきまして、伊丹市にふさわしい計画策定が求められています。それには伊丹市の医療、介護、地域の実情を熟知されている委員の皆様の英知を結集しながら計画策定の作業を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様には高齢者部会全5回、全体会全2回でご意見をいただくようお願いします。是非闊達なご意見のほどよろしくお願いいたします。

健康福祉部長: 健康福祉部長の松尾です。本日はお集まりいただきありがとうございます。ご高配たまわりましてお礼を申し上げます。

部会長の方からもあった通り高齢者部会におきましては伊丹市高齢者 保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について皆様に議論をい ただきたいと思います。

この計画中に団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年を迎えることから、 本市におきましても地域包括ケアシステム等の様々な課題がございます ので、闊達な議論のほどお願いいたします。

(委員紹介)

(事務局より出席状況の報告)

2. 副部会長選任

(副会長は山本委員を選任)

副部会長: 山本です。何ができるか皆様と一緒に考えながら進めていきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

(署名委員は行澤委員、篠原委員を選任)

3. 議事

○伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定について

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進について

(事務局より資料に沿って説明)

部会長: 資料1・2について意見・質問はありますか。 資料2の③、④、⑤は伊丹市独自の調査でしょうか。

事務局: 伊丹市独自ではなく5調査全て国の指定した調査となります。

部会長: 結果もデータも出ていないということで全体的にはこれからということですが、調査をした結果を計画の中に盛り込んでどう生かしていくか。認知症などすぐにはできない問題もたくさんあります。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進について

(事務局より資料に沿って説明)

部会長: 資料3のタイトルは「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」となっています。14ページ以降は地域福祉活動についての説明をされていますが、 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の中に地域福祉が入っていることの位置づけはどういったものなのでしょうか。

> 地域福祉はいろんな計画の上位計画で縦割りの計画を横串に刺すような計画 で、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と地域福祉計画が別々ではなく融 合しているように見えるのですが、今回はどのような構成が検討されているの でしょうか。

事務局: 従来から地域福祉についての記述があったのかという質問ですが、第8期よりも 前から「高齢者を支える地域福祉活動の推進」という項目において地域福祉計画の 内容に関しても記述させてもらっています。

部会長: 重層的支援体制整備事業なども入れていただいているということで他市の計画ではあまり見られないような、国が目指す高齢者の属性を問わない支援の実現を目指しておられるということですけども、特に生活支援サービスは介護だけでなく健康づくりや見守りなど介護以外の多くのサービスや支援の仕組みが必要であり、ここに融合されている形となっています。

もう1点補足とお願いがあります。15 ページに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」とありますが、の補足説明をお願いしたいです。

事務局: 重層的支援体制整備事業は令和3年度から委託し、3~4年の準備期間経て今年 度本格的に実施をさせていただいております。16ページに事業内容を書かせていた だいており5つに分かれております。

15 ページの図はこの5つの中の3つである、「①地域づくり支援」、「②総合相談支援」、「③参加支援」を中心とした図となっています。

「①地域づくり支援」につきましては、これまでも地域住民が主体的に課題解決

に取り組んできているところをより一層進めていく、または現状取り組んでいる活動を改めて考えていく場となっています。

「②総合相談支援」としては身近な地域を包括的に受け止める、つまり地域で受け止めていただくというよりも見守りの中で何か変化が見られることがあれば、「③参加支援」で専門職と情報共有して地域住民と連携しながら対象者と関わっていくということになります。

お手元に配布させていただいている広報紙(広報伊丹 7/1 号)の一番上のトピックスの「ともに生きる社会づくり」の課題意識として、地域、家族など共同体としてつながりが弱体化していく中で、相談相手がなかなかおらずに孤立してしまい生きづらさを抱えている方がいます。家族構造の変化と多様化によって課題も複雑化・複合化が進んでおりまして、8050問題や育児と親の介護が必要なダブルケアなどの様々な問題を抱えた世帯が増えています。

「②総合相談支援」では庁内と社会福祉協議会の職員の皆様にお集まりいただき月1回、包括化支援担当者会議を開催しています。事例をあげますとサービスが入っている80代の方のところに引きこもりの50代の方がいた場合、情報は知っているがなかなか連携して話ができないことや個人情報の問題など、サービス提供の限界がありますので総合相談支援で連携をしながら課題解決のための会議を進めています。

また伴走型支援というのは、専門的な支援が一旦終了したとしても、地域の中で 見守りが必要な場合、お互い支援しあうというところで「①地域づくり支援」との 連携をさせていただくことが「②総合相談支援」となります。

また、「②総合相談支援」での専門的な部分での関わりや地域づくりにおいての見守りや地域で気になる方などの地域課題が見つかった場合にサポートしていただける団体や居場所などとマッチングしてつないでいくことが「③参加支援」ということになります。

社会資源の開発も含めて、参加支援コーディネーターがその役割をしております。 相談支援コーディネーターが庁内に1人常駐しております。社会福祉協議会の職員 の中で相談コーディネーター1人、地域支援コーディネーター1人、参加支援コーディネーター1人の合計4名でこれらの事業を推進しています。

部会長: 16ページの「包括的相談支援事業」というのは新しい組織ができるイメージですが、何かできるのでしょうか。

事務局: 社会福祉協議会の職員が7名、庁内の職員が16名、計23名で包括化支援担当者 というものを作っています。

先ほど申し上げた月1回の会議というのは、相談支援窓口にそれぞれ集まっている包括化支援担当者で複雑化したケースの検討や役割分担をし、どういった形で支援を継続していくかを検討しています。包括化支援担当者は実際にケース対応するだけではなく、地域づくりや参加支援という視点でもどう対応して検討していくのかを会議しています。

部会長: 参加支援というのは19ページにある「集いの場の充実」とよく似ていて、ケアマネジャーや民生委員でもアウトリーチ支援をしていますが、改めて「アウトリーチ支援事業」を取り組まれている意味は何かありますでしょうか。

事務局: 3つ目の「アウトリーチ支援事業」について触れていただきありがとうございます。

各市町村でも事業の内容は違うと思うのですが、重層的支援体制整備事業で事業をしていくことでもあるのですが、全てのケースワーカーが支援者と関わっていく中でアウトリーチ支援はしていると思います。例えば社会福祉協議会の中でのコミュニティワーカーが地域の中で住民に働きかけるところも含めて、地域包括支援センターの職員の方に規定の計画以外にもアウトリーチ支援をしていただいています。

令和5年4月から重層的支援体制整備事業の中に保健師1名をアウトリーチ支援 員として配置しています。その職員は包括化支援担当者会議に出席したり、問題が 複雑化した世帯に一緒に伴走していくような形で支援していく支援員として配置さ れています。

部会長: 16ページの下にスペースがあるので、事務局が説明していただいた内容を付け加えていただくともう少しわかりやすくなるかと思います。地域活動をされている方からすると、今までモヤモヤしてきたのではないかと思いますし、言葉だけ聞くと取っ付きにくい感じがします。

重層的というのはケーキのミルフィーユのように重なっていくということですが、重なっていくというよりつながっていくというイメージがあります。SOSを上げていない人のところにも何回も訪問していくことで、やっと相談に結びついて居場所や参加支援としての形を作れたり、そのような方たちが集まれる場所ができることで地域づくりにつながると思います。重なりよりも支援をつなげていくイメージを私は持っています。具体例などがあれば一番いいと思うのですが、イメージがつきにくいところはできるだけ丁寧な解説を加えてほしいと思います。

H 委員: 第1章にある「住み慣れた地域」というのは伊丹市のことですよね。住み慣れたというのはどういう意味になりますでしょうか。住み慣れたというのはどこに基準がありますでしょうか。

将来的に住み慣れた地域にしていくという事はよい環境づくりを目指していくという事でしょう。住み慣れたという言葉が入ることによってどう理解していいかわからないです。昨日、伊丹市民になられた方も支えますし、80年も住んでいる人も同じように支えますという意味で、居住年数などに関係なく伊丹市在住の全ての方を支えるという意味なら理解できますが、どこに線引きを持っているのか説明いただきたいです。

事務局: 私自身も「住み慣れた地域で」という言葉を厚生労働省が出した時にピンとはこなかったです。その人にとって生活がしやすく、安心できる場所という意味なのかなと思います。特にこういったところといった決まった定義はありません。今住んでいるところにそのままいたいといった方が大半だと思いますが、以前に住んでいた場所も含まれているかもしれません。その方にとって生活がしやすい安心できる場所ということで解釈しています。

H 委員: 「慣れている」という言葉が入っているので、慣れるにはある程度の期間が必要ではないでしょうか。住んでいる人が暮らしやすいという文言の方が理解しやすいと思います。

事務局: 「住み慣れた地域」というのは行政区として伊丹市に住んでおられる方を支援していくという意味になります。その方が高齢となり介護が必要になった時に、その状態に応じた在宅生活ができないために住んだことのない別の施設に行かないといけないという状況が行政としてはよろしくないと考えています。本人がどんな状態になったとしても伊丹市で最後まで在宅生活ができる状況を目指して支援をしていきたいと考えます。この文言については国から降りてきたものを使用しています。

H 委員: 未来に向けて、伊丹市を住みやすい地域にするという方がよかったです。

部会長: 話をお聞きしまして、福祉の歴史を思い出しました。昔、障がいのある人は 住み慣れたところを離れて、山奥など遠く離れた施設にいかなければいけない 時代がありました。1つの市に1つの特別養護老人ホームがなかったため自宅 での介護ができない場合は、自分の住み慣れた場所から離れて暮らすしかあり ませんでした。住んでいた場所から遠くに離されて、本来自分の家で暮らした かったのにできなかったという歴史的背景があるので、障がい福祉や寝たきり の高齢者も住み慣れた地域で最後まで支えていきましょうという願いが込めら れているのではないでしょうか。

他はいかがでしょうか。

D 委員: 重層的支援体制などといった言葉は難しいように思いますが、最近、民生委員として考え方が変わってきました。以前は歳を取った時は有料の老人ホームに入って最後を迎えたいと思っていました。個室やケアがあることは素晴らしいものだと思っていましたが、今はそう思っていません。

25年間、民生委員を続けていて感じたことは、地域の中で生活支援を続けて訪問看護ステーションやお医者さんやヘルパーさんのお世話で 99 歳まで自宅で過ごされた方もいらっしゃるし、がんを患いながらも自宅で過ごされた方もいます。そういう姿を見ていると支援があれば私も最後まで自宅で過ごせるのではないかという希望的な考えを持っています。

生活支援のことなのですが、8050 問題までとはいきませんけれども、認知症になった母親と障がいのある息子が2人で暮らしている家庭がありました。母親の認知症が進んできた時に近隣の住民が困り出してきました。その時に生活支援コーディネーターが存在したのか不明ですが、母親が介護保険を受けていなかったことと息子さんに障がいがあったということで、伊丹市ではなく宝塚市のケアマネジャーが入っていました。その後、母親も伊丹市の介護認定を受けることになったので民生委員と地域の方が話し合いに加わって親子の生活が楽になったように思いました。しかし、母親の症状が重くなり、施設に入所することになりました。個人情報のこともあるかと思いますが、もう少し広い範囲の地域の人にその方のことを説明して理解を深めることができていれば母親を施設に入れなくてもよかったのではないかと思います。近所だけではなく広い範囲の地域の方に認知症の理解を求めることが必要だと思います。

高齢者の中でも認知症が病気であることを理解できずに我慢できない人もいて、民生委員のところまで苦情を訴えてきます。認知症に対する考え方が固定化しているので、話し合いで認知症が病気であるということを理解してもらうことはできないのでしょうか。生活支援コーディネーターのような人が、近隣住民や民生委員を10人くらい集めて話し合いを持てれば、施設に入れることなくその地域で暮らせたのはないかと思います。

部会長: 先ほどの在宅介護実態調査のアンケート結果でもありましたが、訪問系の利用について問題もありますが何とか続けています。一言でいうとチーム支援ということだと思います。どうしても支援者と利用者は1対1の関係になりますが、その関係がチームとして機能していければいいのではないかと思っています。成年後見制度の中で後見人とケア会議をしている方でチームを組んで対象者一人を支援していこうという素晴らしいサービスもできてきています。

戦後日本の社会福祉の歴史は長くいろんな制度やサービスができており、福祉分野を目指す大学生がそれらを覚えて理解をするのが難しいぐらいだと思いますが、今はそれらを統合していこうと進められています。多くの機関、多くの専門職、多くの事業所、司法、医療、介護、地域福祉と非常に複雑に専門分化しています。それらを統合せざるをえない状況になっており、小林委員がおっしゃったことはそういうことなのかなと受け止めました。

望月委員、市民のお立場から意見はありますでしょうか。

E 委員:まずは前段階である現役の方をいかに巻き込んでいくかという仕掛けが必要なのではないでしょうか。高齢になってからでは地域活動に参加してもらうのはなかなか難しいです。高齢になる前の現役時代のうちにその人たちを巻き込んでいくことが大事であると思います。

新しい人を受け入れない体質が残っている地区も見受けられます。だんじりも新しく来た人の子どもには曳かせてもらえない雰囲気があり、旧家の子どもしか曳かせてもらえません。新しいマンションなど新興住宅がどんどんできてきてい

ますが、新住民と旧住民との関わりをどうしていくかを考えることも重要である と思います。「字」のついている町では昔からの古い横のつながりもあるでしょう し、そこに後から来られて高齢になられた場合は住むことが難しいと思うので、 現役時代から取り込んでいって高齢になってからもスムーズに住みやすくするこ とがいいのではないでしょうか。

それと介護のことで福祉関係のグループに所属していましたが、38年前は介護 という言葉が認知されていませんでした。介護という言葉は歴史的にも浅いので 伊丹市が先頭を走っていければいいモデルになるのではないでしょうか。

部会長: 今の話を聞いて祇園祭を思い出しました。祇園祭は町内の人しか曳けなかったのですが、最近では外国人の方も鉾を曳いています。今は町内会だけではやっていけない時代になってきています。町外の人や学生も参加することによっていろんな交流が生まれたり、町を支援したりしており、今後は新旧がどのように交じり合うのかが重要であると思います。

2点目は介護という言葉は広辞苑の第1版には記載されていません。今は介護という言葉が普通になっていますが、昔はボランティアやリハビリとはなんぞやという時代もありました。ノーマライゼーションや重層的支援体制整備事業などの新しい言葉が定着していくには時間がかかります。地域包括支援センターが平成 18 年にできたのですが今では7割くらいまで認知度が上がってきているそうです。現場の人たちの営みが地域に普及して根付いていくという歴史を繰り返しながら我々は生きているのかなと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。

F 委員: 地域福祉活動のところを見ていると、住民主体や団体が中心だとか高齢者主体など自助共助を目指していかないといけないと思いますが、あまりそういう場が自分自身には見えてこないのですが、どの程度広がっていっているのでしょうか。「行政は支援します」と書かれていますが、事務的な支援なのか費用的な支援なのか具体的にどのような支援があるのかを教えていただきたいです。

部会長: 事務局、どういう支援があるのか説明をお願いします。

事務局: 地域で活動されているいろんな場がありますが、こちらで支援をさせてもらっている代表的なものとしては、高齢者の介護予防のための活動として、いきいき百歳体操をされているグループがあります。状況に応じてですが、体操の仕方を基本に沿ってできているかを確認しながらアドバイスをしております。地域で集まっている地域ふれ愛福祉サロンなどは民生委員の方や地域の方が開催されており、夏場に地域包括センターが熱中症に関する予防のお話をさせてもらっています。

部会長: 情報提供とか技術的指導が多いですが、費用的支援はありますか。

事務局: 「介護予防拠点づくり事業」に関しては補助という形でさせてもらっている分があります。12ページにある通り、自治協議会の方が介護予防の活動とボランティアの生活支援などもあわせて活動されていて、高齢者の集いの場などの運営に費用的な補助をしていますが、介護保険課としての費用的な補助としてはこれぐらいの状況です。

部会長: 高齢者が参加しているところは色々ありますけども、広報が不十分ではない かというご指摘についてはいかがでしょうか。

事務局: なかなかPRができていないところではありますが、小学校区域が地域の住民の中核的な住まいの地域であり、小学校区域で地域自治組織というものが立ち上がっています。そこで地域の方が集まって、19ページのあるように地域ふれ愛福祉サロンや地域交流カフェやこども食堂(地域食堂)などを社会福祉協議会の支援をいただき実施しています。

部会長: 広報紙の中でもボランティアの話題が出ていますが、こういったことも広報 されているということでしょうか。

事務局: 伊丹市のホームページをはじめ地域でもホームページを立ち上げて、どのような 事業が展開されているのかをPRしています。それぞれ小学校区域でも地域福祉ネット会議を実施されていて、その中で様々な事業を展開していることを外に出ていく機会のない方に対してもPRして地域ふれ愛福祉サロンへのお誘いをしています。

部会長: ホームページ等で広報されていると思うのですが、自分にとって関心がなければ、自ら探しにいかない限り情報が入ってこないように思います。

F 委員: こういう場は増えていった方がいいものなのでしょうね。立ち上げ時に主導や 先導してもらいたいです。

部会長: 地域の活動について、薬局に広報の協力をいただくこともできるのかなと思います。歯を治療しなければ認知症になりやすいですし、歯医者さんと地域福祉も関連が深いと思います。様々なところで関わっていらっしゃるので、地域の活動を知ってもらうような広報のご協力もお願いをすることもあるのかなと思います。

他、ご意見はよろしいでしょうか。

B 委員: 市民の参加ということで意見が被っているかもしれませんが、今たくさんの体制の整備をしてもらっていますが、一方で人材不足が問題になっていると聞いています。専門職や一般市民の参加も含めても、このたくさんの施策が回せていな

いとしたら担い手が不足していると思います。専門職も含めて実際に問題になっているのでしょうか。問題となっているのであれば、人材育成の支援というのはここではいらないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局: 介護人材に関しては、たしかに人材不足が顕在化しています。市内の介護保険のサービス提供をしている事業者に人員体制などのアンケートをさせていただいていますが、年々人員が足りないと答える事業所が増えてきています。実際に職員を採用される方もいますが辞められる方もいますし、もう少し採用人数を増やしたいけれども、なかなか応募される方がいないので人材が足りないなどといったことが現状です。

行政としては介護人材の確保についての取り組みとして、市内事業所にお勤めの 方に対して研修費用の補助を行ったり、介護保険の事業者協会と一緒に小学校に出 向いて認知症のサポーター養成講座をしたり、市民を対象に介護に関する講座を開 催しています。

部会長: 市が単独で福祉人材の確保事業をしていることはほとんどないのではないでしょうか。それは都道府県の仕事といったように突き放している自治体が多く、福祉人材に関してはノータッチなことが多いです。伊丹市が率先して福祉人材の確保をやってくれているので、事業所としては伊丹市が頼りになっていると思います。

大体予定していました議題内容に関してのご意見を頂戴したと思います。

H委員: 小林委員に対して特別養護老人ホームのコマーシャルをしておきたいです。 元気であることが一番いいのですが、その次に家で見てもらえる状態で一週間に 1、2回程度サービスを受けてもらうのが良いかと思います。介護度が上がって お風呂も食事もできないとなれば特別養護老人ホームもいい所だと思います。施 設に行くのは良くないという感じではなくて是非とも特別養護老人ホームもご利 用いただければと思います。

部会長: 私の進め方が悪く全員のご意見が聞けなかったことは反省をしておりますが、 何もなければ事務局にマイクをお返しいたします。

(4) その他

(事務局より今後の全体会予定の報告)

4. 閉会

伊丹市審	F議会等 <i>0</i>	会議の	公開に関する指針第5章	条第3項の規定により、ここに署名する
令和	年	月	日	
			-	署名委員
			_	署名委員